

臨床検査技師賠償責任保険の 退会後 5 年間補償の内容が変更になります。

本補償内容は、日臨技会員が在籍中に行った臨床検査業務について、日臨技を退会した後に訴えられた場合でも、退会後 5 年間は補償対象としていますが、補償内容（条件）の一部が下記のとおり、変更となりますので会員各位におかれましては、ご了承ください。

記

【現行の補償内容】
この法人に 5 年以上在籍した会員が退会した場合は、退会した月以降の 6 月 1 日 16:00 を保険期間終了とし、その後 5 年を経過する前日までに発見された在籍中の事故については、補償の対象とする。
↓
【変更後の補償内容】
この法人に 5 年以上在籍した会員が、 <u>臨床検査技師の廃業（※ 1）</u> を理由に退会した場合は、退会した月以降の 6 月 1 日 16:00 を保険期間終了とし、その後 5 年を経過する前日までに発見された在籍中の事故については、補償の対象とする。

【変更後の補償内容の適用について】
変更後の補償内容については、令和 3 年度の会員から適用（※ 2）されます。

※ 1 「臨床検査技師の廃業」とは

臨床検査技師の名称を用いて、臨床検査技師等に関する法律に規定する業務を今後一切行わないこととした時。

※ 2 段階的措置として

令和 2 年度の会員又は平成 28 年度から令和元年度までに退会した者については、現行の補償内容が適用され、臨床検査技師を廃業（※ 1）せず退会された場合でも、日臨技在籍中の事故は補償の対象といたします。

なお、以上の他、下記のとおり段階的な措置を最大令和 8 年 6 月 1 日まで講じます。

【段階的措置の期間は以下の通りです。（最大令和 8 年 6 月 1 日まで）】

既に退会している会員 → 退会した年度の翌年度の 6 月 1 日から 5 年間

令和 2 年度に退会する場合 → 5 年間

令和 3 年度に退会する場合 → 4 年間

令和 4 年度に退会する場合 → 3 年間

令和 5 年度に退会する場合 → 2 年間

令和 6 年度に退会する場合 → 1 年間

以上

【問い合わせ先】

日臨技各種保険取扱代理店

(株) メディックプランニングオフィス



0120-610020 (9:00~17:00)
土・日・祝日除く

〒104-0033 東京都中央区新川 2-22-6 SJI ビル 2F Mail: rinsho@medic-office.co.jp